

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 14 日

各都道府県番号制度主管部局 御中

内閣官房番号制度推進室

DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する事例の送付について

DV や虐待等の被害者（DV や虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。）に係る不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定等について、基本的な考え方等を「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について」（平成 29 年 7 月 13 日付内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡）によりお知らせしたところですが、別紙のとおり不開示コード等の設定を要する事例等について整理しましたのでお知らせします。

今後も、事例に追加があった場合には随時送付することといたします。また、各地方公共団体におかれては、追加すべき事案を把握した場合には、下記連絡先まで御連絡ください。

貴都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（市区町村教育委員会、関係する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して周知されますようお願いいたします。

（連絡先）

内閣官房番号制度推進室 横井、新井

[TEL:03-6441-3480.3479](tel:03-6441-3480.3479)（直通）

[Mail: kiban.renkei@cas.go.jp](mailto:kiban.renkei@cas.go.jp)

DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定を要する事例と基本的な対応

別紙

平成29年7月14日

(注) 個別の事案においては、下記のうち同時に複数の事例に該当し得ることに留意すること。

ケース①: 加害者が自らの情報提供等記録を確認することにより避難先市町村等が判明するケース

◎ 対応の種類: ①-I 【情報照会者としての対応】加害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定

	事例の概要	基本的な対応
1	DV・虐待等被害者が行う手続に関して、避難先市町村から避難元市町村の加害者に係る情報照会をする場合	・①-Iの対応を採る

ケース②: 加害者が代理人等として被害者の自己情報又は情報提供等記録を直接確認することにより避難先市町村等が判明するケース

◎ 対応の種類: ②-I 【情報照会者としての対応】被害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定

②-II 【情報提供者としての対応】被害者の団体内統合宛名単位(個人単位)で不開示該当フラグ及び自動応答不可フラグを設定

	事例の概要	基本的な対応
1	DV・虐待等被害者がマイナンバーカードを置いたまま避難した場合／マイナポータルにおいて代理人設定をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・カード停止の連絡、必要な場合にはマイナンバーの変更・カードの再交付／マイナポータルの代理人設定解除の手続を行うよう説明 ・手続が完了するまでの間、②-I、②-IIの対応を採る。 ・手続が完了したことを確認できた際には、②-IIのフラグを解除。
2	※今回追加 被害者が未成年や成年被後見人で、加害者が法定代理人として書面により情報提供等記録の開示請求を行う場合	・②-I、②-IIの対応を採る